

VJロードサービス規定

第1条(規定の目的等)

1. 本規定は、株式会社三十三カード(以下「当社」という)が発行するクレジットカード(以下「カード」という)を保有する会員(以下「会員」という)に対して提供するVJロードサービス(以下「ロードサービス」という)に関する事項を定めたものとします。
2. 会員は三十三カード会員規約及び個人情報の取扱いに関する同意条項(以下まとめて「会員規約」という)及び本規定を承認のうえ、ロードサービスの提供を受けることができます。
3. 当社は、事前または事後に会員に文書にて通知し、本規定を変更できることを会員は予め承諾するものとします。

第2条(ロードサービスの機能)

1. ロードサービスとは、当社が日本ロードサービス株式会社(以下「JRS」という)と提携し、日本国内の対象地域での当社が認めた車両の事故・故障時の対応サービス及びアフターフォローサービスをいいます。
2. 無料ロードサービスとは、前項に定めるロードサービスのうち、当社ならびにJRSが定める範囲の緊急サポートサービス及び帰宅・宿泊サポートサービスをいいます。

第3条(ロードサービスの利用方法)

1. 会員は、VJロードサービスデスクに連絡することによりロードサービスの提供を受けることができます。
2. 会員は、無料ロードサービスの提供を受ける場合、現場にてロードサービス会員証(以下「会員証」という)を提示するものとします。会員証の提示がない場合は、前項にかかわらず、無料ロードサービスの提供を受けることができません。
3. 会員証は、カード表面に印字された会員本人以外は使用できません。

第4条(ロードサービス対象車種)

1. ロードサービス対象車種とは、会員が運転または同乗する車両が対象となります。但し、特殊車両等一部の車両は除きます。
2. 無料ロードサービス対象車種とは、会員が運転または同乗する車両(四輪車及び二輪車)で全長5.3m未満、全幅2m未満、車両総重量3t未満の車両が対象となります。但し、緑ナンバー、黒ナンバーの事業用車両は対象外となります。

第5条(ロードサービスを提供できない場合)

次の場合は、ロードサービスを提供できないことがあります。

1. 台風・豪雪などの気象状態、地震・噴火などの天災によりロードサービスを実際に提供する者(以下「サービス実施者」という)の身体に危険を伴う場合。
2. 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、通行禁止を指定した地域、離島、砂浜、林道、河原の不整地等でサービス実施者の出動車両が物理的に通行できない、または法令・規制により通行が制限された場所に対象車両がある場合。
3. 戦争・暴動、または公権力の行使により通行が極めて困難な地域に対象車両がある場合。
4. レッカーまたは車両運搬の際、対象車両もしくはその積載物、またはサービス実施者の出動車両に損傷が発生する可能性のある場合。
5. サービス提供の際に、第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限・侵害等を伴う可能性がある場合で、当該第三者の承諾が得られない場合。
6. 無資格・飲酒運転等で正常な運転ができない場合。
7. 違法な改造がなされている車両や車検登録のない車両、特殊工作装置等を装備した車両の場合。

第6条(無料ロードサービスを提供できない場合)

次の場合は、無料ロードサービスを提供できません。

1. スタッドレスタイヤやチェーン等の装備がない為、雪道でスリップする状態や砂道等でのスタックの場合。
2. 現場状況により特殊作業を要する場合。
3. 車の販売、修理または管理を業とする者が、業務として占有、使用または管理中の車両や商品車使用の場合。
4. レースやラリー等一般の乗用目的以外での車両使用中の事故・故障等の場合。

第7条(追加料金)

次の場合は、無料ロードサービスに関するものであっても追加料金がかかります。

なお、追加料金は、会員の負担となります。追加料金は、現場にて現金またはクレジットカードにより精算するものとします。

1. 燃料、油脂、その他消耗品等の実費。
2. 本規定第2条第2項に定める無料ロードサービスの範囲を超える場合。
3. 有料自動車道その他通行・入場につき有料となる場所でサービス提供を行う際にサービス実施者が支出した通行・入場に用いる料金。

第8条(会員の義務)

会員は、以下の事項を遵守するものとします。

1. 会員は、ロードサービスの権利を他人に譲渡・貸与・担保提供、その他一切の処分をしないこと。
2. 会員は、常に交通規則を守り、他に迷惑をおよぼすような行為はしないこと。
3. 会員は、ロードサービスの提供を受けるとき、サービス実施者の指示または注意に従うこと。

第9条(ロードサービス時の責任)

当社またはJRSは、ロードサービスに起因する車両の損傷、人身事故、損害等について、当社またはJRSに故意または重大な過失がない限り、その責を負いません。

第10条(ロードサービスの権利の消滅)

本規定におけるすべての権利は、カード発行時からカードの有効期限までとします。但し、次のような場合は理由のいかんを問わず、ロードサービスに関する一切の権利は消滅するものとします。

1. 会員がカードを退会する等、会員資格を喪失したとき。
2. 所定の期限内に年会費を納入していないとき。
3. 会員が会員規約に違反したとき。
4. 会員が本規定のいずれかに違反したとき。または、本規定を遵守していないと当社が判断したとき。
5. その他、会員のカードの使用が不適当と当社が判断し、会員資格の喪失を通知したとき。

第11条(ロードサービスに関する疑義)

ロードサービス提供等に関する疑義は、当社またはJRSの決するところによります。

第12条(ロードサービスの終了、中止、変更等)

1. 会員は、当社が事前または事後に会員に文書にて通知し、ロードサービスを終了もしくは中止、または変更をすることができることを予め承諾するものとします。
2. ロードサービスは、日本国の法律の下に規制されることがあります。

第13条(合意管轄裁判所)

会員と当社またはJRSとの間で、本規定に関し、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟のいかんにかかわらず、会員の住所地、当社またはJRSの本店・各営業部・支店・営業所・センター所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第14条(会員規約の適用)

本規定に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

ロードサービスに関する個人情報の提供に関する同意条項

会員は、ロードサービスの提供時に会員本人であることを確認する目的で、当社がロードサービスの提供に必要なとされる個人情報(氏名・生年月日・住所・電話番号・性別・カード会員番号・カード加入年月日等)をJRSに提供し、それを利用することに同意するものとします。

○名称: 日本ロードサービス株式会社

所在地: 〒120-0034 東京都足立区千住1丁目4番地1
東京芸術センター4階

電話番号: 03-5284-1955

(2022年9月制定)

株式会社三十三カード

☎059-354-3344

SCCB 2025.3